

令和6年度 第2回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 令和7年3月17日(月) 13:00~14:00
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席委員 加藤委員、金子委員、兼森委員、河中委員、川本委員、小池委員、関川委員、添田委員、高橋委員、俵委員、橋本委員、長谷部委員、平石委員、藤井委員、宮地委員、米川委員
- 4 報告事項
 - (1) 手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議設置について
 - (2) 指定管理施設の取組状況等について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ
TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容
「4 報告事項」の内容を資料により事務局から説明

【報告事項(1):手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議設置について】

(委員)

今回、2つの条例を別立てで、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を作ることになりましたが、現在、手話言語条例を福山市、廿日市市、東広島市、熊野町、呉市、三原市で制定しておられ、情報コミュニケーションについて廿日市市、東広島市、呉市が制定されているということです。

広島県の条例ができたとしたらどちらが優先されるのでしょうか。市町が作っている条例がメインになって、それを県としては、全体に網羅するというような形でしょうか。もしわかれば教えてください。

(事務局)

すでに各市町で制定されている条例は、その条例として効力を有しており、その市町では一番大事なものという認識がございます。

県全体を補完するために県独自の条例を制定しますが、それを踏まえて、条例がない市町が条例を制定しても、制定せずに、県の条例を基に施策を推進しても構いませんので、県の条例が優先するというものではないと回答させていただきます。

(委員)

長年いろいろなところから要望のあった条例の制定にいよいよ入っていくということだと思います。ただご説明あったように、他の多くの自治体ですでに制定されていて、形も2本立てのところも多いということだったと思います。遅れて制定するのであれば、いろんなところを出ている課題を乗り越えつつ、よりよいものにしていただきたいと思います。先行地での課題を県で把握しておられましたら、教えていただきたいと思います。

(事務局)

県の今後の進め方、骨子や素案を考える上で、他県の条例等を参考にさせていただいておりますが、例えば独自に県民に求める内容や、市町との役割分担や連携方策も盛り込んでいる都道府県もあります。今後の施策についても、他県を参考にしながら進めていきたいと考えております。一体型、別立型の制定方式について、各団体や当事者の意見が成熟しないままに条例化を強行して、課題となっている事例もあると聞いておりますので、広島県としましては、各当事者団体様のご意見を丁寧かつ慎重に聞かせていただきながら、条例化を進めて参りたいと考えているところです。

(委員)

今おっしゃられたようによりよいものを目指していただきたいと思います。それともう1つ、この2本の条例のうち、特に情報コミュニケーション条例は少し考えるだけでも様々な障害と関連がありますので、そういう方々と多くの関係が出てくるのだと思います。ですから、必要に応じ、メンバー以外の団体の方のご意見を聞くということもありましたけれども、しっかりといろんな意見を聞いていただいて調和を図っていただくようお願いいたします。

(委員)

先ほど事務局から、当事者団体の意見を丁寧に聞き取るというありがたいお言葉を聞きました。当事者の委員に知的障害者の代表として出席していただいているので、ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

会議の資料が届かないのと、内容が難しくて分からないです。ルビもないので困ります。当事者に分かりやすく簡単にまとめてくださると嬉しいです。私にご存じのように知的障害があるので、小学校の高学年から教科書も母に読んでもらって、難しい言葉をわかりやすい言葉で説明してもらいながら勉強してきました。難しい文章は、読めてもそのまま理解するのは難しいです。こういった資料を読むのに、支援者の方や母の協力が必要です。ですから時間がかかります。余裕をもって会議の準備ができるようにしてください。資料はできるだけ会議の2、3週間前に送っていただけると嬉しいです。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。

この条例を検討している第一の目的は、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段があることと、情報取得・情報保障の観点で、その人に応じた情報が確実に届くような体制を築き上げていくことです。分かりやすい資料の作成や、ルビを振るなども含めて、行政だけではなく全県的にそういった仕組みを浸透させていくことについて、条例の制定とあわせて検討して参ります。また会議資料につきましては、今後、早くお渡しできるように努めます。

(委員)

県も忙しいことはよく分かっておりますけども、できるだけ早めに資料を送るようにしてください。

それから、確かにこれ読むと難しいことがたくさん書いてありますので、わかりやすい版を作るのも1つの手かと思えます。いろいろと検討していただければと思います。

(事務局)

条例につきましては、わかりやすい版、ルビ入り版等と対応をしていきます。検討会議の資料についてどこまで対応するかについては、整理させていただきます。

(委員)

以前、広島県障害福祉計画や障害児福祉計画のわかりやすい版を作っていただいていた。ただ、文章を少なくしてルビを打つだけでしたが、2021年版からは、一般社団法人スローコミュニケーションの出している「わかりやすい13ポイント」という冊子をお伝えして、すごく頑張っていたのだと思っています。

それからは、わかりやすい短い文章にいただいたので、本当に本人さんたちに好評です。本当にありがたく思っています。今後もそのようにお願いしたいと思っています。

【報告事項（2）：指定管理施設の取組状況について】

（委員）

身体障害者で当事者でありながら、スポーツ交流センターおりづるにある「身体障害者福祉センターのA型施設」がよく分からなくて、事前に事務局に教えていただきました。皆さんにもわかるように教えていただければと思います。

（事務局）

A型は体育館やプールなど運動ができる施設が入っており、施設規模としても大きな施設となります。県内には、スポーツ交流センターおりづると、広島市に1つ施設があります。

B型につきましては、日常生活や社会生活を営むための事業を行っているものになりまして、デイサービスなどがありますが、体育館等はないので、小規模な施設となっているものです。

（委員）

今お話をいただきました県リハ関連施設は、報酬改定で十分担保できると思うのですが、おりづるについては、リハビリテーションの中身であるとかそういうところでの県の持ち出しが非常に多いのではないかと思います。

そういう中で、スポーツ交流センターおりづるの事業は、我々の仲間たちが非常に楽しみにしておられます。

また自己発揮ができる支援をたくさんしてらっしゃいますので、今後とも、障害者スポーツ、パラスポーツなどがきちんと担保できるような方向性を、財政的な支援を、県で考えていただきたいと思います。デフリンピックであるとか障害者スポーツ大会であるとか、いろいろなものがありますので、ぜひ財政的な支援がいただけるよう、我々も応援をしますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

（事務局）

来年度の事務手続きの中で、これまでの予算やここ数年の物価高騰などを考慮して、予算当局に、また議会で議決が必要ですので、よく整理して提案したいと思っています。

（委員）

説明資料の3ページの医療的ケア児支援体制の構築の「現状」に在宅支援機能等の拡充を図りましたとあるのですが、会員さんの中には、重複障害の方もいらっしゃるようで、そこからの情報なのですが、例えば動ける医療的ケア児のケアを親、家族だけでやっていて疲弊しているというような状況が入ってまいりました。

例えば、経管栄養のチューブや呼吸器、人工肛門のバッグなどを触って取ってしまうとか、ベッドの上で立ち上がって落ちそうになるとか、今はご家族が一生懸命ケアをされているのですが、例えばレスパイトケアなどが、どのぐらいなされてるのかということがとても気になっております。

広島県内の動ける医療的ケア児の皆さんが何名ぐらいいらっしゃるのか、また、そのような方がどのように暮らしておられるのか、分かる範囲内で教えていただきたいと思います。

（事務局）

資料にありますのは県リハの中にできました医療的ケア児等支援センターの取組でございます。全県的にみると、おっしゃられたように医療的ケア児の支援に対する体制というのはまだまだ充足してない状況です。

一番難しいと言われてるのがいわゆる動ける医療的ケア児で、県としましても問題意識を強く持っております。来年度、医療的ケア児の実態把握を実施しようと考えておりまして、この調査は令和3年度に1回実施しており、この度、約3年ぶりに実施する予定でございます。医療的ケア児は手帳を持っていない方もいるので、医療機関等を通して人数を把握するという方法しか現状ないところでございます。

令和7年度、医療機関等の協力を得て医療的ケア児の実態調査を行い、人数の把握であるとか、ご家族が今困られている課題等を把握していこうと考えております。その結果を踏まえ、医療的ケア児の支援体制について、県のみではなく、市町、医療界の方、団体等皆様のご意見をいただきながら、施策について今後取り組んでいこうと思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(委員)

強度行動障害についても十数年前から言われており、やっと今、皆さんに検討いただいて前に進んでいることをうれしく思っております。できましたら動ける医療的ケア児についても少しでも早く検討していただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(委員)

これは医療的ケア児という子供さんに特化された仕組みだと思いますけども、彼らは大人になっていかれるわけですから、大人になられてからの支援も考えていただければと思います。その中で、強度行動障害を有する彼らの支援もお考えをいただければと思います。

それともう一つ、国の施策等で入所支援施設にいる彼らを地域支援という形で、グループホーム等に移行というところで我々の仲間も20年前から動いて現状があるわけなのですが、国としてはグループホームからアパートで自活させようという方向性であることを我々も重々知っているのですが、それがすべてできる彼らではないというところ、地域で生活することの難しさが、グループホームの中でも今顕著になってきております。そういう中で障害者支援施設のほうで、グループホームに移行はしたけれども、その後のアフターが非常に困難になったというところで、バックアップという形で、今の制度の中でいうとロングステイという形で、どこにも行き場を探すことが難しくなると、そういう彼らも多くいらっしゃる訳です。国の方では日中支援型のグループホームがありますけども、それだけではやはり不安が顕著にあります。

地域支援のグループホームで安心してこられた中で、日中支援型で24時間というのは非常に難しくなっています。前暮らしていたところへ帰りたいという彼らの思いを感じることが最近非常に多くなったと思います。

この推進協議会で、地域へ移行した彼らのその後というところも検討いただければ大変ありがたいと思ひまして、発言をさせていただきました。

(事務局)

まず1点目の医療的ケア児の成長した後の支援策について、医療的ケア児の課題は、ライフステージごとに変わっていくと認識しております。子供の頃だけではなく成長していくことも見据えながら施策を検討していきたいと考えております。

次に施設からグループホーム等地域への移行ということですが、施設入所の必要性について国で検討課題として上がってきているようですので、次期プランの指針のところ、考え方として現れてくるのかもしれないと思っております。

いずれにしても現在の広島県の障害者プランは令和8年度に見直しますので、その見直しの検討の際に、入所施設から地域へということ、また地域のグループホームで暮らすためにはということを検討していくこととなりますので、委員のおっしゃられたことも視点に入れながら検討していこうと思っておりますので、引き続きお願いしたいと思います。

(委員)

予定していた議事は以上ですが、本日の報告事項以外を含めて、皆様からご意見ご質問はございませんでしょうか。

(委員)

去年の11月にあった県大会について、自分が感じたことを報告します。去年の11月、障害の程度や本人の希望を考慮して、3つの分科会に分かれて、福祉の制度や、自分たちの暮らし方や働き方を考えたり、体を動かす、リクリエーションや地域観光を楽しんだりしました。頑張っている人の発表を聞いて励みになりました。

委員の皆様、去年11月17日に行われました廿日市・大竹大会の決議文が届いていると思いますので、読んでくださるようお願いいたします。

(委員)

分かりやすく、誰でも理解できるような案内をすることと、それを心得て条例制定については誰にでも本当に分かりやすいようなものにしていただければと思います。

7 会議の資料名一覧（配付資料）

次第

委員名簿

【資料1】手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議設置について

【資料2】指定管理施設の取組状況等について